

令和 6 年度 千代田町小中一貫校基本計画策定業務委託
仕様書

1 業務名称

令和 6 年度 千代田町小中一貫校基本計画策定業務委託(以下、「本業務」という。)

2 適用

令和 6 年度 千代田町小中一貫校基本計画策定業務委託公募型プロポーザル実施要領(以下、「プロポーザル実施要領」という。)の他、本仕様書(以下、「委託仕様書」という。)についても、本業務に適用する。

3 本業務実施上の留意事項等

(1) 技術者の配置

本業務を受託したもの(以下「受託者」という。)は、本業務に係る基本計画策定において、発注者の方針や意向を十分に理解し、プロポーザル実施要領3(11)及び委託仕様書7(1)に示す管理技術者をはじめ、専門性の高い技術力を有する者を適切に配置し、本業務にあたるものとする。

(2) 法令等の遵守

受託者は、発注者の利益を守ることを最大の任務と捉え、本業務を実施するとともに、契約期間中、発注者との高い信頼関係、及び、倫理性の保持を徹底すること。また、千代田町小中一貫校設置事業(以下、「本事業」という。)に関連する事業者から、常時完全に独立する立場の維持を徹底することとし、本業務における所定の条件を踏まえるとともに、本業務の実施にあたり、本事業に係る関係諸法令、及び関連条例等の遵守を徹底すること。

(3) 業務遂行

受託者は、本業務の実施に関し、疑義が生じた場合には、速やかに発注者と協議を行うこと。また、本業務の遂行にあたり、本事業における発注者の方針や意向を満足する上で、当然必要な業務であると発注者が考えるものに関しては、本業務に含まれるものとして遅滞なく遂行すること。

4 履行期間

契約締結日から令和 7(2025)年 3 月 14 日(金)まで

(なお、本業務委託は繰越を予定しており、繰越手続き後の履行期間は令和 7(2025)年 6 月中旬まで延長することができる)

5 業務対象

(1) 業務内容

町内にある「千代田町立千代田中学校」、「千代田町立西小学校」、「千代田町立東小学校」は竣工後 50 年以上経過する校舎があり、多くの校舎で劣化がみられる状況にある。また、少子化による児童生徒数の減少も進んでおり、利用度の低い教室も増えてきている状況にあり、令和 6 (2024) 年度の町内の児童生徒数は 761 人 (小学校児童 490 人、中学校生徒 271 人) であるが、5 年後の令和 11 (2029) 年度は 602 人 (小学校児童 365 人、中学校生徒 237 人) まで減少すると予想されている。このような状況下において、現在の町内小中学生の学習環境を維持しつつ、千代田町の将来を支える子どもたちに、時代に見合った、より良い学習環境を提供できるような、義務教育学校 (小中一貫校) の新設を計画している。

今回、小中一貫校の整備にあたり、小学校、中学校及び義務教育学校施設に関する様々な知見や知識をもって、次年度以降に実施する基本設計及び実施設計に向けて実効性のある基本計画を策定することを目的としている。

(2) 既存の学校施設の概要

学校名	(令和 6 年 5 月 1 日時点)		主な施設
	児童・生徒数	学級数	
千代田中学校	271 人	各学年 3 学級 + 特別支援学級 3 学級 = 計 12 学級	・ 普通教室棟 (RC2F、3F) ・ 特別教室棟 (S1F) (S2F) ・ 屋内運動場 (S1F) ・ 武道場 (S1F) ・ プール (付属棟含む) ・ その他 (部室、倉庫等)
西小学校	356 人	2 年生 3 学級 + 1 年生、3～6 年生各 2 学級 + 特別支援学級 6 学級 = 計 19 学級	・ 普通教室棟 (RC3F) ・ 特別教室棟 (RC3F) ・ 屋内運動場 (S1F) ・ プール (付属棟含む) ・ その他 (物置等) ・ 隣地に学童クラブあり
東小学校	134 人	各学年 1 学級 + 特別支援学級 3 学級 = 計 9 学級	・ 普通教室棟 (RC2F) ・ 特別教室棟 (S1F) (RC2F) ・ 屋内運動場 (S1F) ・ プール (付属棟含む) ・ その他 (物置等) ・ 校舎内空き教室に学童クラブあり

(3) 施設計画位置

千代田町 赤岩 地内 (現千代田中学校 敷地内)

(4) 小中一貫校計画概要

設置方式 小中一貫校 (施設一体型)

(5) 敷地条件

都市計画区域 (市街化調整区域)

29, 000㎡前後 (公簿地積のため、本業務で実施する現況測量にて確定する)

6 業務実施内容

(1) 前提条件の整理

本業務の遂行に必要な資料を収集し、計画地における敷地条件、地質条件、建築基準法及び都市計画法等による制限の有無、インフラ整備状況、各種指導要綱上の条件等について整理すること。

(2) 施設条件の整理及び検討

プロポーザル実施要領及び、以下について整理及び検討を行うこと。

- ① 本計画のコンセプト
- ② 必要諸室
- ③ 小中学生の交流スペース
- ④ 適切な施設規模と配置(児童生徒の生活のしやすさと教職員の働きやすさ)
- ⑤ 防災・防犯機能
- ⑥ ユニバーサルデザイン
- ⑦ 必要な設備機器類
- ⑧ 環境配慮施設・設備(環境負荷低減、自然との共生)
- ⑨ 敷地内及び敷地周辺の動線(歩行者、自転車、普通自動車(職員、来客)、給食配送車等)
- ⑩ 校舎等配置計画(新設校舎、新設屋内運動場、グラウンド(既存中学校武道館及び既存屋内運動場含む))
- ⑪ 駐車場(職員用、来客用)、生徒用駐輪場、正門及びその他の入口)
- ⑫ スクールバス(経路設定、運営方針)

(3) 事業費の概算算出

(1)及び(2)を踏まえ、工事費を含む事業費の概算を算定すること。

(4) アンケート及び説明会の開催

(1)から(3)の検討にあたり、以下を実施すること。

- ① アンケート(小学生、中学生、保護者(町内こども園、小学生、中学生)、教職員、町民)
- ② 説明会(町民向け)

(5) 検討委員会開催支援

必要に応じて本業務履行期間内に実施される当該計画策定に関する検討会等に参加し、説明や質疑に真摯に対応すること。また、当該検討会等の結果を発注者の指示に従い計画に反映すること。

(6) 国庫補助事業の提案とこれに適した仕様及び設備機器等の提案

本事業の遂行において、国庫補助事業として申請する予定であり、各種補助事業(エコスクール、木質化、ZEB 化等)とその補助率を比較表に整理するとともに、その申請に適した仕様及び設備機器等の検討及び提案を行うこと。

(7) 基本計画書の作成

基本方針を定めるとともに、(1)から(6)の結果を反映した、最適な施設整備計画案が組み込まれた基本計画書を作成すること。

(8) 施設予定地における現況測量の実施及び現況測量図の作成及び地質調査

小中一貫校建設予定地における現況測量を実施し、現況測量図の作成を行い、その成果が地権者との売買契約資料及び基本・実施設計資料となるものとする。

また、建築確認申請対応可能な地質調査(ボーリング調査)を行い、報告書を作成すること。

(9) 施設整備計画改定支援

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭和 33 年法律第 81 号)に基づき作成される施設整備計画のうち、本町の小中学校に係る施設整備計画の作成及び見直しを支援すること。

7 業務実施仕様

(1) 本業務の円滑な進捗を図るため、管理技術者は次に掲げる条件を全て満たすこと。

- ① 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)の規定に基づく一級建築士の資格を有する。
- ② 過去 10 年間(平成 26(2014)年度から令和 5(2023)年度まで)に、元請けとして官公庁から発注された小学校又は中学校(義務教育学校含む)整備に関する基本計画策定業務委託又は実施設計業務委託を、管理技術者として経験した実績を有する。

(2) 受託者は、当該業務を誠実に履行するとともに、発注者の承認を得て業務を遂行する。

(3) 委託仕様書に記載されていない事項は、発注者と受託者で協議し決定する。

8 成果品

成果物等については以下を基本とする。なお、ここに定めがないものについては、発注者の指示によるものとする。

(1) 成果品の構成

- ① 業務報告書
- ② 千代田町小中一貫校基本計画(A4 版)
- ③ 上記①及び②に係る諸情報
- ④ 現況測量図
- ⑤ その他発注者が必要と認める資料
- ⑥ 上記①から⑤の電子データ

(2) 成果品の帰属

本業務における成果品は全て発注者に帰属し、受託者は発注者の許可なく他に公表、貸与又は使用してはならない。

(3) 成果品の補足、修正

業務完了後、受託者の過失又は疎漏に起因する不良箇所が発見された場合は、発注者の指

示により、補足及び修正を行うこととし、その費用については受託者の負担とする。

(4) 著作権

本業務の成果物の著作権及び所有権は、すべて発注者に帰属するものとする。

9 その他

(1) 守秘義務

受託者は、本業務により知り得た内容及び結果を、第三者に漏らしてはならない。

(2) 個人情報の保護

本業務の遂行にあたっては、個人情報の取り扱いについて十分注意すること。